

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

# 障害者差別解消法

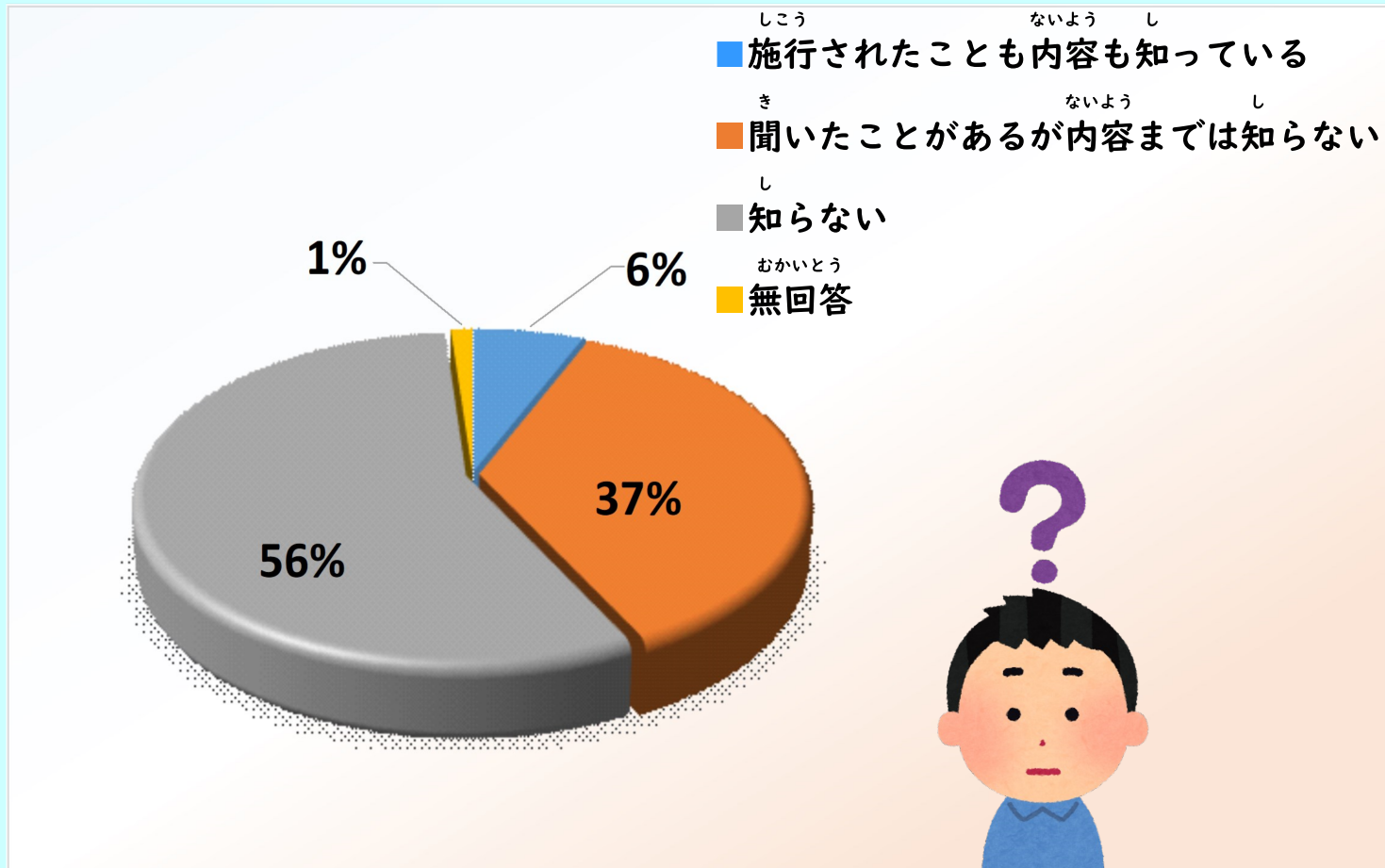
ぞん

## をご存じですか

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に  
かん ほうりつ ふとう さべつてきとりあつか きんし  
関する法律）」では、「不当な差別的取扱い」を禁止するととも  
ごうりてきはいりよ ていきょう もと しょう  
に「合理的配慮の提供」を求めており、そのことによって、障  
ひと ひと たが ひと みと あ  
がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いなが  
とも い しゃかい きょうせいしゃかい じつげん  
ら、共に生きる社会（共生社会）の実現をめざしています。  
れいわ ねん かいせい れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ  
令和3年の改正により、令和6年4月1日から、事業者にも  
ごうりてきはいりよ ていきょう ぎむか  
「合理的配慮の提供」が義務化されました。

しょうがい しょう ひょうき  
「障害」を「障がい」と表記することについて  
にいほまし し さくせい ぶんしょう ひていてき がい かんじ もち  
新居浜市では、市が作成する文書等において、否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いない  
ひょうき  
で、ひらがなで表記することとしています。  
じんけんけいはつとくしゅうごう ほうれい めいしょう のぞ ひょうき  
このため、この人権啓発特集号 NO.11においては、法令の名称を除き、ひらがなで表記しています。

すべての国民が障がいの有無に関係なく、相互に人格と個性を尊重しながら  
 共生する社会の実現をめざして、「障害者差別解消法」が施行されたのを  
 知っていますか？



けっか  
**<結果>**

障害者差別解消法について、内容まで含め知っているのはわずか6.2%であり、性別、年代に大きな差は見られませんでした。ただ法律名を周知・啓発するだけでなく、めざすべき社会を理解してもらえよう工夫して啓発に努める必要があります。

# しょう りゆう さべつ きんし 障がい者を理由とする差別の禁止とは？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぎょうせいきかんとうおよびじぎょうしゃ たい しょう ひと しょう  
障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障  
がい理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出が  
あった場合に「合理的配慮の提供」を求めています。

## ふとう さべつてき とりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止とは

しょう ひと たい せいとう りゆう しょう りゆう  
障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの  
提供を拒否することや、障がいのない人には付けない条件を付けることなどは  
禁止されています。

## ふとう さべつてきとりあつかい ぐたいれい 不当な差別的取扱いの具体例

- しょう りゆう ほごしゃ かいじょしゃ にゆうてん ことわ  
○ 障がいがあることを理由に保護者や介助者がいなければ入店を断る。
- けいやく しょう りゆう ことわ  
○ アパートの契約を障がいがあることを理由に断る。
- なら ごと きょうしつ しょう りゆう にゆうかい  
○ スポーツクラブや習い事の教室などで障がいがあることを理由に入会を  
断る。  
がいとう  
などが該当します。



## 合理的配慮の提供とは

しょう ひと しゃかい なか と のぞ なん たいおう  
 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を  
 ひつよう いし つた ふたん おも はんい たいおう  
 必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応するこ  
 もと しょう ひと じぎょうしゃとう たいわ かさ とも かいけつさく  
 とが求められるもので、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を  
 けんとう けんせつてきたいわ じゅうよう  
 検討していくこと（建設的対話）が重要です。

## 合理的配慮の具体例

- ちょうかくしょう ひと こうとうせつめい せつめい  
 ○ 聴覚障がいのある人に、口頭説明ではなくタブレットなどで説明をする。
- しかくしょう ひと しょうい わた よ  
 ○ 視覚障がいのある人に、書類を渡し読みあげる。
- ちてきしょう ひと ぐたいてき せつめい  
 ○ 知的障がいのある人に、ゆっくり、はっきり、具体的に説明をする。
- がいとう  
 などが該当します。

くわ みぎ  
 詳しくは右のQRコードからおすすみください。



じんけんそうだん あんない  
**人権相談のご案内**

じんけんそうだん ほうむしょう  
 ● 人権相談（法務省）

じんけん ばん  
 「みんなの人権110番」

0570-003-110

<https://www.jinken.go.jp>

えひめけんじんけんけいはつ  
 ● 愛媛県人権啓発センター

089-941-8037

にいほまし きょういくいいんかい じむきょく じんけんきょういくか  
 ● 新居浜市教育委員会事務局人権教育課

0897-65-1243